

安全の手引き ニュージーランド

《 内 容 》

- I はじめに
- II 防犯のために
 - 1 心構え
 - 2 最近の犯罪発生状況
 - 3 防犯のための具体的注意事項
 - 4 交通事情と事故対策
 - 5 誘拐対策
 - 6 テロ対策
- III 緊急事態対処マニュアル

平成30年2月
在ニュージーランド日本国大使館

I はじめに

ニュージーランド国内では、これまで大きな治安上の問題は起きていません。

しかし、犯罪の発生率は、犯罪統計方法の違いなどにより単純な比較は出来ないものの、日本のそれと比較した場合、依然として高く(当館集計では、2017年のNZにおける主な犯罪(強盗、性犯罪、侵入窃盗)の発生率は、日本の約1.7倍)、防犯対策には十分な注意が必要です。

また、現在のところ、ニュージーランド国内でのテロリスト等の目立った活動は確認されていませんが、世界的にテロの脅威が高まる中、ニュージーランドが安全であるとの保証はできなくなっています。

この安全の手引きは、在留邦人の皆様及び旅行者の皆様が、当地で事件や事故に巻き込まれることなく、安全に暮らしていただけるよう各種留意事項についてまとめたものです。

皆様の安全な暮らしの一助となれば幸いです。

II 防犯のために

1 心構え

まず、自分の身は自分で守る。

海外では「自分の身は自分で守る」という心構えが、日本にいるとき以上に重要です。

なお、不幸にして犯罪や事故に巻き込まれてしまったときは、直ちに警察(111番)へ通報すると同時に、当館にも連絡してください。

2 最近の犯罪発生状況

ニュージーランドは一般的に「安全な国」というイメージがありますが、日・NZ両警察発表の統計を比較すると、NZの犯罪の発生率は、日本のそれと比べてかなり高く、防犯には相当の注意が必要です(下記参照)。ニュージーランドの治安を日本と同程度と思うことは禁物です。なお、最近では店舗への強盗、夜間の飲酒に伴う暴行・傷害事件、違法薬物の使用や侵入窃盗が問題になっています。

※ NZにおける犯罪発生率の対日本比(人口1万人当たりの被害に遭う確率)

○ 主な犯罪(強盗、性犯罪、侵入窃盗(住居侵入を含む)) 1.7. 1倍以上

(日NZの各統計で用いる犯罪名の相違等により確定できず)

○ 強盗 4.3倍 (日:強盗とNZ:Aggravated Robberyで比較)

○ 性犯罪 1.2. 1倍 (日:強制性交等、強制わいせつとNZ:Sexual Assaultで比較)

○ 住居侵入・侵入窃盗 1.7. 1倍

(日:住居侵入、侵入窃盗とNZ:Unlawful Entry with Intent Burglary, break and enterで比較)

※NZ-Policedata.nz Victimisations(demographics)と日-警察庁統計を基に、当館にて集計したもの

3 防犯のための具体的注意事項

以下の対策例を参考にしてください。

(1) 性犯罪

ア 夜間の女性の一人歩きは極力避ける。

イ 昼間でも人気の無い場所は避ける。

ウ 見知らぬ人の誘い(例えば英語の個人レッスン、食事、観光案内)には、うかつに乗らない。

エ バー等で知り合った初対面の人に勧められた飲み物は飲まない。

オ 過度の露出等、異性等に刺激的と受け取られるような服装での外出は控える。

(2) 侵入窃盗

ア 住宅選びのポイント

(ア) 泥棒が侵入しにくい住宅環境

屋外(道路や隣家等)からの見通しがよい等、泥棒が隠れて作業できそうな死角の有無や人・車の通行状況(少なすぎてもよくない部分があるが、不特定多数が頻繁に通行することも懸念材料である)等から判断して、泥棒が侵入しにくい住宅環境であるかを検討する。

(イ) 治安情報からの生活環境の判断

地域の治安情報を収集し、生活環境の善し悪しを総合的に判断する。

(ウ) 防犯システムの充実度

警報装置、センサー式照明、ドアスコープ、ドアチェーン、防犯カメラやカメラ付インターホン等の防犯システムが多く設置されている住宅(入居後の設置も要検討)を選択する。

イ 住居侵入窃盗を防止するための対策

(ア) 住居の錠前

- (i) 入居時又は盗難・紛失に遭った後は、可能な限り新しい錠前に取り替えること。
- (ii) 入居前に、各出入口ドア、車庫等の錠前がしっかりと機能しているかをチェックする。
- (iii) スペアキーの管理は厳重に行う。

(イ) 庭

- (i) 定期的に樹木の剪定を行い、泥棒に隠れ場所を与えない。
- (ii) 庭に梯子や踏み台等、屋内への侵入を容易にするものを放置しない。

(ウ) 近隣関係

近所付き合いを良好にしておき、長期間留守にする際などに、不審者が来たときの通報依頼、郵便物の一時預かり等、留守中の用心をお願いできるとよい。

(エ) 家族での防犯情報の共有

最近発生した事件や事故の例を挙げるなどし、家族全員に防犯意識を持たせる。

(オ) 在宅時の留意事項

- (i) 在宅時も錠を掛ける。
- (ii) 来訪者に対しては、まず、インターホン又はドア越しに対応し、来訪者の身分や用件等を確認する。
- (iii) 就寝時は、寝室にも錠を掛けるとともに、電話又は携帯電話等により、いざというときの外部への通信手段を確保しておく。

(カ) 不在時の留意事項

- (i) 日中・夜間を問わず、外出の際は必ず錠を掛ける。
- (ii) 留守中であることを第三者に悟られないよう照明の点灯(タイマー設定)等をしておく。
- (iii) スペアキーを家の周り(玄関マットや傘立ての下等)に置いて外出しない。
- (iv) 長期間留守にするときは、隣人や職場の人等に見回りを依頼し、貴重品は施錠のできる自宅の据置型金庫や職場の頑丈なロッカー等の安全な場所に保管する。

(キ) 住居侵入被害に遭った場合の措置

- (i) 速やかに警察に連絡する。
- (ii) 警察の鑑識活動(証拠収集)のため、犯人の侵入箇所(窓等)、被害場所や犯人の遺留品等には極力触らない(必要なときには手袋等を着用し、最低限にする)。

- (3) スリ、置引き、ひったくり
- ア 空港・ホテルロビー等では、所持品は常に自分の監視下に置き、目を離さない。
 - イ 上着のポケットやカバーのないバッグなどに財布や貴重品を入れない。
 - ウ 多額の現金や高価な貴重品は持ち歩かない。
 - エ ショルダーバック等は車道と反対側に抱えて携帯する。
 - オ 万が一に備え、旅券番号、航空券番号、関係機関の連絡先を控えておく。
 - カ 現金自動支払機を利用する場合、周囲の状況を確認すること。不審な人物がいる場合は利用をやめる。
 - キ ひったくりに遭った場合、犯人の人相や着衣、逃走方向、乗り物の特徴やナンバー等をできる限り記憶し、すぐ警察に通報する。
- (4) 詐欺（カード詐欺を含む）
- ア 旅先で親しくなった人でも、金銭の貸し借りは極力行わない。
 - イ クレジットカードを使う場合は、利用する店を慎重に選び、風俗店、深夜飲食店等での利用は控える。
 - ウ また、クレジットカードやEFTPOS利用時は、スキミングの被害に遭わないように店員や周囲の者の動向等に注意を払い、暗証番号の管理を厳重にする。
 - エ ATMの利用時には、スキミングの装置が取り付けられていることもあるので、暗証番号を入力する際、反対の手で覆い隠すとともに、極力店舗内のものを利用する。
 - オ 電話にて「自動引落とし用の口座にトラブルがあった」、「電気使用料が振り込まれていない」などと口実を設け、口座番号や暗証番号を聞き出す手口の振り込め詐欺のような事件が多発しています。電話で暗証番号等を聞き出そうとする相手には、絶対に教えないでください。
- (5) 宿泊施設での防犯対策
- ア 安全度の高いホテル等を選び、貴重品はセーフティーボックスに入れるか、信頼の置けるホテルのフロントに預ける。
 - イ 在室時はドアチェーンを掛ける。ボーイやルームサービスに対しても不用意にドアを開けない。
 - ウ バックパッカー用の宿泊所、ユースホステル等では、現金、貴重品、旅券の管理を、より一層厳重にする。
- (6) 車上狙い
- ア 車内（観光バスを含む）に手荷物を放置しないこと（ガラスを割って盗みます）。
 - イ 短時間の駐車といえども、確実にドアをロックする。
 - ウ 警報ベル、ハンドル固定器具等の防犯機器を備える。
 - エ 長時間あるいは人通りの少ない場所での駐車は避ける。
- (7) 薬物犯罪
- 薬物取引等の場所は、繁華街やバーなどが多い。いかがわしい物を勧められた場合には無視するなり、はっきりと断ること。友人や知人が使用していても、絶対に手を出さない。
- (8) その他
- ア 海外傷害保険、盗難保険等へ加入しておく（海外での入院費は高額です）。
 - イ 緊急連絡先リスト、懐中電灯、ラジオ、医薬品、非常食の準備をする。
 - ウ テレビ、インターネット、ラジオ、新聞や渡航情報等から、最新の治安情報の入手に努める。

4 交通事情と事故対策

(1) 一般的な交通事情 (車を運転する上で注意すべき点)

ア 市街地

- (ア) 歩行者青信号の周期が非常に短く(青色が5秒程度)、赤信号でも横断する歩行者を多く見かけますが、信号を守るようにしてください。
- (イ) ラウンド・アバウト(円形交差点(ロータリー))では、右側から来る車に優先通行権がありますので注意してください。
- (ウ) 横断歩道で歩行者がいる場合には、必ず歩行者に道を譲るようにしてください。
- (エ) 「GIVE WAY (道を譲れ)」の標示や標識がある道路では徐行し、先に進入しつつある他の車線から来る車に、道を譲るようにしてください。

イ 郊外

- (ア) 市街地だけでなく、郊外でもスピードの出し過ぎによる交通事故が多く発生しています。運転する際はもちろん、道を歩く際も他の交通に注意してください。
- (イ) 自動車利用の長距離旅行を計画する場合は、法定速度の遵守を前提にして無理のない移動スケジュールを立ててください。
- (ウ) 当国の高速道路では、路面に小石や砂利があるところが多く、これらの跳ね上がりによる車両損傷等も数多く発生しておりますので注意が必要です。
- (エ) 郊外では家畜、羊・牛等が集団で道路上を移動することもあり、また、ハリネズミやポッサム等の小動物による飛び出しもありますので注意してください。
- (オ) 郊外では、長距離(100 km以上)にわたり給油所がない地域もありますので、こまめに給油してください。
- (カ) シートベルトは全座席で着用義務があります。後部座席でも着用してください。
- (キ) 7歳未満の乳幼児は、チャイルドシートの使用が義務付けられています。
- (ク) 遮断機、警報機が設置されていない踏切があり STOP 又は GIVEWAY の標識がない場合は、いつでも停止できる程度の速度で通過することになっていますので十分注意してください。
- (ケ) レンタカーを借りる際、保険の契約内容については契約前に十分確認してください。

(2) 交通事故防止対策

ア 運転上の心構え (特に冬期)

- (ア) 山間部、日陰や橋の上等では、路面凍結に特に注意して走行してください。
- (イ) 激しい風雨、雪や濃い霧などの悪天候となった場合、天気回復を待って運転してください。
- (ウ) 積雪による道路封鎖もありますので、こまめにラジオ、インターネット等で最新の道路情報を入手してください。

イ その他

- (ア) 交通事故の被害者に対しては、「事故補償法」に基づき「事故補償公社」(通称 ACC) より、治療・入院費、死亡の場合は遺族への補償金が支払われます。これ以外の損害賠償請求方法はないので、NZに入国する前に、日本で海外傷害保険等に加入しておくことをお勧めします。
- (イ) NZの車検制度(Warrant of Fitness)では、2000年以降に製造された車(新車は3年後から)は年に1回、それ以前に製造された車は半年ごとに検査を受けなければなりません。

(3) 交通法規に関すること

ア 交通法規の理解

ニュージーランドで車を運転される方は、交通ルール等の書かれた The New Zealand Road Code を読んでおくようお勧めします（次の URL 参照）。

<http://www.nzta.govt.nz/resources/roadcode/index.html>

イ 免許証

（ア）日本の運転免許証での運転

ニュージーランドに入国した日から 1 年間は、日本の運転免許証で運転できますが、大使館や総領事館等の在外公館あるいは当地運輸省が指定した翻訳会社の発行する英文による免許証の抜粋証明書を携行することが必要です（次の URL 参照）。

<http://www.nzta.govt.nz/licence/residents-visitors/translators.html>

（イ）日本の運転免許証からニュージーランドの運転免許証への切替

次の条件を満たす限り学科及び技能試験が免除され、ニュージーランドの運転免許証に切り替えることができます（但し、普通乗用及び二輪のみ）。

・日本の運転免許を保持し、且つ、取得後 2 年以上経過していることが条件です。

<http://www.nzta.govt.nz/driver-licences/new-residents-and-visitors/converting-to-nz-driver-licence/>

5 誘拐対策

NZ 国内では、これまで日本人が誘拐の被害に遭ったケースは報告されていませんが、2016 年にはタイ人が誘拐事件に遭って亡くなっています。海外においては、一般的に次のような問題意識、危機意識を持っておくことが必要です。

（1）普段からの関心項目

- ・最新の治安情勢はどうなっているか
- ・周囲で誘拐事件は発生していないか
- ・日本人に対する脅威は高まっていないか
- ・会社や個人で恨みをかけていないか

等をチェックしてください。

テレビ、新聞、警察統計、渡航情報等にも注意してください。

（2）出勤時、退社時、帰宅時に周囲の状況に目を向けてください。

通勤、通学路を再チェックして、パターン化した行動をとっていれば時々変更するようにしてください。

（3）家族等に退社時間、帰宅時間、外出時の行き先、期間等を知らせてください。

（4）脅迫、不審電話、声かけ、尾行、監視等少しでも「不審な兆候」があれば、不審人物の人相や特徴、車のタイプやナンバー等を記憶（記録）して警察に連絡してください。

（5）見知らぬ人を不用意に自宅や事務所に入れないようにしてください。

（6）走行中、前を走る車が特別の理由なく突然減速し停車するような場合、また、不審者（車）が近づいてきたような場合、不用意に停車したり、窓を開けたりせず、落ち着いて状況を判断し、その車を追い抜くか又は引き返すようにしてください(交通事故に注意)。

（7）在宅時や車両乗車中のドア等の施錠を習慣付けてください。

（8）自宅や事務所、車等に警報装置、非常通信手段（警察は短縮ダイヤルに登録しておく）を備えてください。

（9）不幸にして誘拐事件の当事者になった場合は、犯人を挑発したり刺激するような言動は避けてください。また、家族が誘拐されたことを認知した場合、速やかに警察及び大使館に通報してください。

6 テロ対策

(1) ニュージーランド国内のテロに関する現状

ニュージーランドでは、現在、テロリストの目立った活動は確認されていませんが、同国国軍がイラクにおいてイラク軍兵士の訓練を行う等、国際社会の対ISILとの闘いに貢献していることもあり、十分な注意が必要です。なお、ニュージーランド政府は、2014年、NZ国内におけるテロの脅威度について、従来の「とても低い」から「低い」に引き上げています。また、ニュージーランド国内には30から40名のテロ関連監視対象者がいると言われており、最近では、ニュージーランドの大学で工学を学んだ留学生が、海外で自爆テロ用の爆弾を製造していたなどという報道もあります。

現在、テロを行う組織は、

- 世界的なネットワークの構築（テロ組織の世界的な分散化、ローンウルフの存在）
- 標的のソフトターゲット化（ホテル、レストラン等の攻撃が容易な施設を標的に）
- 攻撃の多様化（自爆テロ、ハイジャック、化学・生物テロ等）
- 反響を考慮した攻撃日の選定（選挙日前後、各種記念日・祭典等）

等により活動を継続しています。

テロは、いつ、どこで、どのように発生してもおかしくない情勢にあり、ニュージーランドが安全であるという保証はどこにもありません。（なお、ニュージーランドのテロ情勢については、外務省HPでお知らせしています（次のURL参照））

http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcterror_074.html

(2) テロ対策の基本

ア 日頃から、政治、社会情勢等について関心を持ってください。

イ 事務所・住居の防犯強化を行ってください。

ウ 「目立たない」「行動を予知されない」「用心を怠らない」という安全のための行動3原則を基本とした対応を心掛けてください。

エ リゾート地等に休暇・観光で滞在する場合は、事前に外務省の渡航情報等、安全情報の入手に努めてください。また、万が一のために病院・警察・大使館等の連絡先のリスト化及び連絡手段（携帯電話、無料メール等の開設）を確保しておいてください。

オ ニュージーランドに短期滞在される方は「たびレジ」の登録を、3か月以上の滞在をされる方は「在留届」の登録をされておくと、テロ発生等の緊急時に、当館からのご案内を入手できます <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>。

(3) 爆弾テロ

ア 爆発音を聞いた場合、爆風によるガラス等の破片が身体に降りかからないように、直ちに身を低くして物陰に隠れるなどして身の安全を確保してください。

イ 爆発音が収まってから、周囲の安全確認を行いつつ、退避してください。

ウ 火災発生時や粉塵がある時は、タオル等で口鼻を押さえながら避難してください。

エ 2つめの爆弾が仕掛けられていることもあるので、不用意に現場に近付かないでください。

※次ページから「Ⅲ 緊急事態対処マニュアル」

（縮小、両面印字したものを持ち歩くなどしてご活用ください）

Ⅲ 緊急事態対処マニュアル

1 地震等大規模自然災害及びテロ発生に備えての心得

ニュージーランドは地震頻発国であり、最近では7年前のクライストチャーチ地震、2年前のカイコウラ地震など、比較的規模の大きな地震が国中至る所で発生しています。また、先に述べたとおり、テロの発生に対する心構えも大切です。

大規模災害やテロ事件が発生した際には、大使館では邦人の安否確認、情報伝達、その他所要の邦人保護対応をしますが、その一方で、有事の際には、皆様の自助努力や周囲の方との相互協力がとても重要となります。また、日頃から大規模災害が発生した場合、どのように行動するかをあらかじめ想定するなど、準備をしておくことが大切です。

大規模災害やテロへの日頃の心構えと準備、緊急時の行動について、以下のとおりまとめました。邦人の皆様におかれましては、万が一の時に落ち着いて対処ができるよう参考にいただければ幸いです。

(1) 日頃からの心構え・準備

ア 連絡体制の整備

(ア) 3か月以上当地に滞在される方は当館まで在留届の提出をお願いします。また、届出内容（住所、電話番号等）や変更や帰国の場合にもその旨連絡ください。

(イ) 3か月以内の滞在であっても、「たびレジ」（外務省海外旅行登録）への登録（次の URL 参照）や日本の家族等にも当国滞在中の連絡先を伝えておいてください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

(ウ) 自然災害やテロはいつ起こるかわかりません。そのような場合に備えて、家族や企業及び所属する団体内で緊急連絡網を作成し、日頃からその連絡方法について決めておきましょう。また、普段からお互いの所在を明確にするよう心掛けましょう。

イ 一時避難場所

災害やテロ発生時には被害状況を把握するとともに、正確な情報の収集に努め、危険な場所には近づかないようにしてください。避難場所については、常日頃からその場所を検討しておくとともに、自分がどこにいるのか（勤務先、学校、通勤・通学途中、自宅等）、どのような事態に巻き込まれているのか等、いくつかのケースをあらかじめ想定し、ケース・バイ・ケースで一時避難場所を検討しておくようにしましょう。なお、災害時は車両を使用することができないことも十分考えられますので、徒歩による避難場所へのルートも確認しておきましょう。

(2) 緊急時の行動

ア 情勢の把握

(ア) 災害やテロ発生時には、当館としても可能な限り情報収集に努め、正確な情報を皆様に提供できるように努めますが、御自身でも現地の報道、海外報道、衛星テレビやインターネット等からの情報収集を心掛けてください。

(イ) NHKワールド・ラジオ日本(短波)の周波数及び放送時間の例は次のとおりです。

・日本語：日本時間の午前5時から6時(NZの時刻では+3又は4時間(夏時間))

・英語：日本時間の午前4時30分から5時(同 上)

・周波数 9625KHz (2018年2月現在)

なお、周波数や放送時間、は季節等により異なりますので、詳しくは下記NHKホームページで確認ください。

https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/resources/brochure/pdf/rj_frequency.pdf

イ 安否確認及び当館への通報等

(ア) 外務省は、当館における在留邦人の皆様の安否確認を基に、御家族からの問い合わせに対応します。万一被災された場合には、当館に連絡してください。

(イ) 災害のうち人命に係わる被害やテロが発生した場合は、速やかにダイヤル111番に連絡するとともに、当館に通報してください。皆様の情報がその他の邦人への重要な参考情報にもなります。

(ウ) また、災害やテロ発生の際には、お互いに助け合って対応にあたるのが肝要です。そのため、当館から皆様にさまざまな御協力のお願いをすることもありますので、その際には御協力いただくと幸いです。

(3) 緊急事態に備えてのチェックリスト (末尾参照)

2 緊急連絡先

| 大使館，総領事館（休日，夜間は電話受付業者による対応） | | |
|-----------------------------|----------------------------------|---|
| 在ニュージーランド日本国大使館 | 04-473-1540 (FAX:04-473-9559) | Level 18, The Majestic Centre, 100 Willis Street, Wellington 6011(PO Box6340) |
| 在オークランド日本国総領事館 | 09-303-4106 (FAX:09-377-7784) | Level 15, AIG Building, 41 Shorthand Street, Auckland (PO Box3959) |
| 在クライストチャーチ領事事務所 | 03-366-5680 (FAX:03-365-3173) | 12 Peterborough Street, Christchurch8013(PO Box13748) |

| 主な公的機関の連絡先（例。必要な連絡先をご自身でリストにしてください。） | | |
|--------------------------------------|--|-------------------------------------|
| 警察，救急車， 消防署 | 全て「111」 | Police, Ambulance, Fire のいずれかを告知 |
| 警察署 | http://www.police.govt.nz/district にて検索してください。 | |
| 病院 | http://www.health.govt.nz/ にて検索してください。 | |
| 入国管理局 | | 0508-558-855 |
| | 各支所は https://www.newzealandnow.govt.nz/contact-us 及び http://www.immigration.govt.nz/ にて検索してください。 | |
| 税関 | The Customs House, 1 Hinemoa St, Wellington | 0800-428-786 |
| | 各支所は， http://www.customs.govt.nz/ にて検索してください。 | |
| 動植物検疫 | 25 The Terrace, Wellington | 0800-00-8333 |
| | 各検疫所は， NZ 第一次産業省 http://www.mpi.govt.nz/ にて検索してください。 | |
| 市役所 | http://www.localcouncils.govt.nz/ にて検索してください。 | |

緊急事態に備えてのチェックリスト

| 項目 | ポイント |
|--|--|
| 旅券等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 残存有効期間を確認(1年未満は、旅券切替(更新)の手続を) ○ 新生児等で旅券を持っていない場合は、戸籍等の関係書類が整い次第、早めに旅券の取得を ○ 旅券最終頁の「所持人記載欄」の記載もお忘れなく ○ このほか運転免許証等の身分証明書も常に携行、あるいは、すぐに持ち出せるように準備を |
| 現金、預金通帳や有価証券、クレジットカード | 旅券と同様にすぐに持ち出せるよう保管 |
| 自動車 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常的な車両の整備 ○ 常に十分な燃料を ○ 懐中電灯、地図、バッテリー用ブースター等を車両に常備 ○ 車を所有していない場合、平時から知人等に避難時についての相談を |
| <p>携行品</p> <p>(上記の他、避難場所への待避の際の準備品目)</p> | <p>ア 衣類、着替え</p> <p>イ 防水、防寒着</p> <p>ウ 履物(運動靴等靴底が厚めのものと生活用の楽なもの)</p> <p>エ 洗面道具(タオル、歯磨きセット、石けん等)</p> <p>オ 寝袋</p> <p>カ 非常用食料等</p> <p>家族全員が最低3日間(理想は10日間)程度生活できる量を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米(アルファ米等の火を使わずに食べられるもの) ・缶詰類(簡単に開けられるもの) ・インスタント食品(加熱せずに食べられるものがよい) ・粉ミルクやビスケット等の保存食 ・ミネラルウォーター ・水筒(大型が望ましい) <p>キ 医薬品等</p> <p>家庭用常備薬の他、常用薬、外傷薬、消毒用石けん、衛生綿、包帯等</p> <p>ク ラジオ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地放送聴取用AM・FMラジオ ・短波ラジオ(NHK国際放送、BBC等の短波放送聴取用) ・ラジオ用予備電池 <p>ケ その他</p> <p>携帯電話用バッテリー(コンセント不要のもの)、懐中電灯・予備電池、ライター、ろうそく、マッチ、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製の食器、割り箸、簡単な炊事用具、ヘルメット、防災頭巾(代替品として椅子用クッション等も可)。</p> |
| 連絡先リスト | 電力が確保できないときを考慮し、電子媒体(携帯電話の電話帳など)のほか、紙に印字等したものの用意もお勧めします。 |
| <p>この他、お住まいの地域の災害時における緊急事態対策等も随時確認してください。</p> <p>また、NZ政府の緊急事態対策については www.civildefence.govt.nz を検索してください。</p> | |